

## 水の郷工業団地開発行為変更図面作成業務委託 特記仕様書

本業務委託は、「測量・設計・調査業務委託標準仕様書（新潟県土木部）」（以下、「標準仕様書」という。）のほか、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

### 1 業務目的

本業務は、水の郷工業団地開発行為における、第5工区の土地利用計画の変更による開発行為変更協議書に必要な添付図面の変更等を行うことを目的とする。

### 2 業務に従事する者の資格

受注者は、都市計画法第31条に基づき、都市計画法施行規則第19条第1号に規定された資格を有する者を管理技術者と定め、業務に従事させること。

### 3 業務名称

水の郷工業団地開発行為変更図面作成業務委託

### 4 変更図面等

第5工区、総面積11,451.12㎡中、公園等11,451.12㎡を全て宅地等に変更する。

宅地等の造成工事においては、造成済の隣接地まで切土し整地する。

- (1) 公共施設求積図（新たに設置されるもの）
- (2) 土地利用計画図（土地利用計画書。土地利用別面積算定図・造成計画平面図）
- (3) 公園計画平面図
- (4) 設計説明書（工区別設計説明書、整備計画書、水理計算書）
- (5) 造成工事図（横断面図等・既存データにより新規作成）

### 5 業務にあたっての留意事項

作成する図面等は発注者が提供する資料等により作成するものとし、本業務に現地の詳細測量等は含まないものとする。

### 6 法令の遵守

本業務の実施にあっては、都市計画法及びその他関係法令規則等を確実に遵守すること。

### 7 協議・調整

本業務を遂行するにあっては、関係機関との協議調整を行い、その結果を業務に反映させること。

### 8 業務の実施

- (1) 業務の遂行上必要な資料で、市が所有する資料（電子データを含む）は原則貸し出しとし、業務完了と同時に返却すること。
- (2) 各成果図書及び書類については、事前に監督員の確認を受けること。

(3) 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずにほかに公表、貸与又は使用させてはならない。

#### 9 地元関係者との交渉等

地元関係者への説明、交渉等は、監督員等が行うものとするが、監督員等から指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

#### 10 土地の立入り等

受注者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。また、第三者の土地への立入りにあたっては、身分証明書を常に携帯しなければならない。

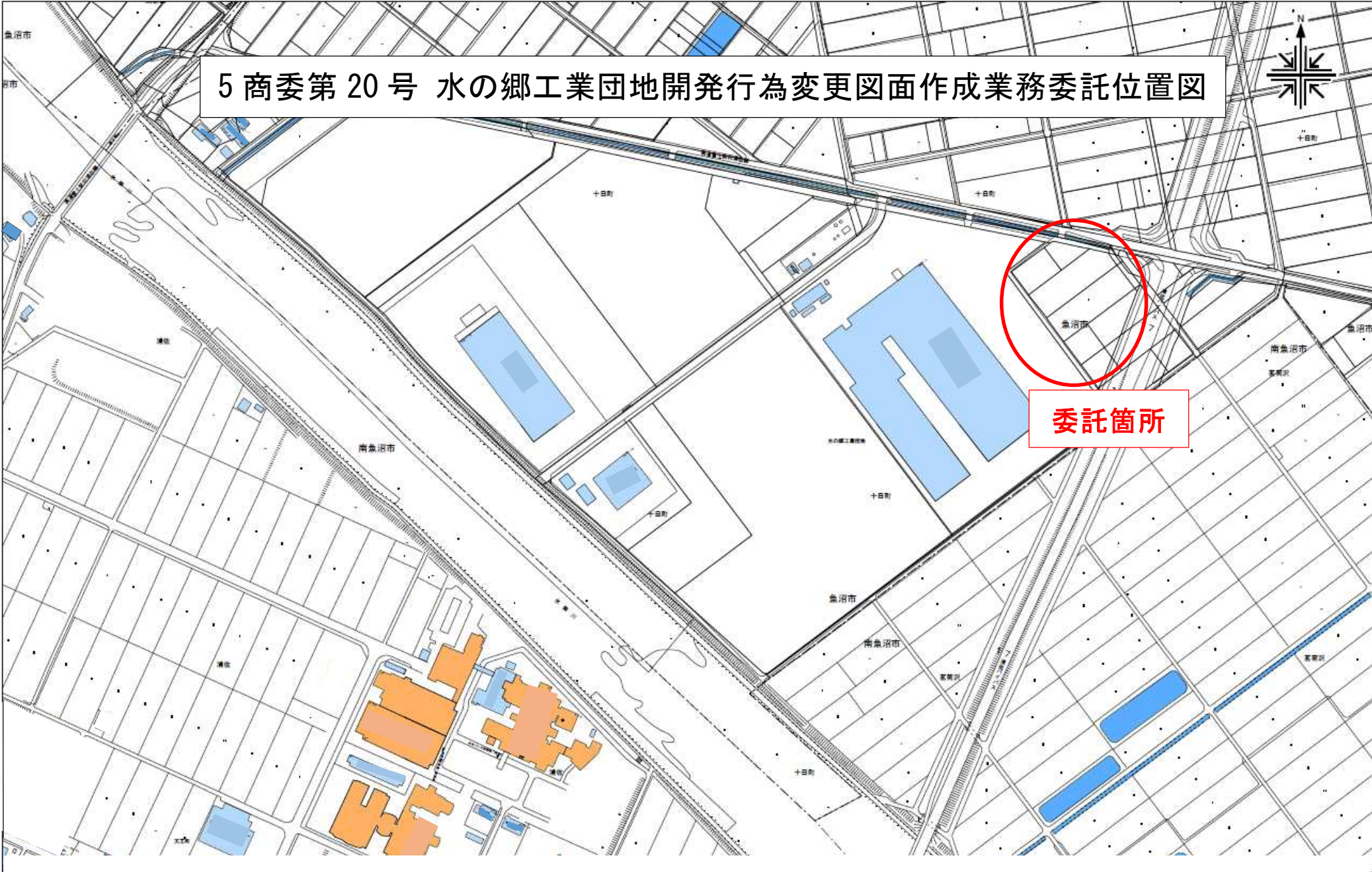
#### 11 安全等の確保

受注者は、屋外で行う業務に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、監督員等から指示がある場合は、所轄警察署、道路管理者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。

#### 12 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従うこと。

5 商委第 20 号 水の郷工業団地開発行為変更図面作成業務委託位置図



委託箇所